

控 訴 状

東京高等裁判所 民事部 御中

平成16年11月30日

控訴人訴訟代理人

弁 護 士 黒 寄 隆
同 大 石 剛 一 郎

(住 所) 東京都足立区弘道2丁目28番19-101

控 訴 人 佐 藤 瀧 三 郎

(住 所) 同 所

控 訴 人 佐 藤 陽 子

(送達場所)

〒160-0014 東京都新宿区内藤町1番地 内藤町三洋ビル6階

フロンティア法律事務所

電 話 03-5366-3855

FAX 03-5366-3858

上記控訴人ら訴訟代理人

弁 護 士 黒 寄 隆

(送達場所)

〒104-0061 東京都中央区銀座3-7-16 銀座NSビル6階

木下・大石法律事務所

電 話 03-3535-2851

F A X 0 3 - 3 5 3 5 - 2 8 5 4

上記控訴人ら訴訟代理人

弁 護 士 大 石 剛 一 郎

(住 所) 東京都新宿区大久保3丁目10番1-201号

被 控 訴 人 社会福祉法人東京都社会福祉事業団
代表者理事 中 島 元 彦

(送達場所)

〒191-0042 東京都日野市程久保843
七 生 福 祉 園 (知的障害者更正施設)

(住 所) アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市
パイン街70番地

被 控 訴 人 エイアイユーインシュランスカンパニー
代表者代表取締役

トーマス・アール・テイジオ

(送達場所)

〒100-8234 東京都千代田区丸の内1丁目1番3号
エイアイユー保険会社
日本に於ける代表者 横 山 隆 美

損害賠償請求控訴事件

訴訟物の価額 金46,565,730円

貼用印紙の額 金241,500円

上記当事者間の東京地方裁判所平成15年(ワ)第21846号損害賠償等請求事件について、平成16年11月18日言渡された判決は、全て不服であるから控訴する。

原判決主文の表示

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

控訴の趣旨

- 1 原判決を取消す。
 - 2 被控訴人社会福祉法人東京都社会福祉事業団は、控訴人佐藤瀧三郎と控訴人佐藤陽子に対し、それぞれ金2328万2865円及びこれに対する平成15年1月9日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 3 被控訴人エイアイユーインシュアランスカンパニーは、控訴人佐藤瀧三郎と控訴人佐藤陽子に対し、それぞれ金105万8500円及びこれに対する平成15年1月9日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 4 訴訟費用は一、二審を通じて被控訴人らの負担とする。
- との判決及び仮執行宣言を求める。

控訴の理由

詳細は追って、準備書面を提出する。

添付書類

- | | |
|---------|----|
| 1 訴訟委任状 | 4通 |
|---------|----|